

移住定住における WEB サイト及びパンフレットの
コンセプト設計・デザイン・制作業務委託
公募型プロポーザル仕様書

1 業務名

移住定住における WEB サイト及びパンフレットのコンセプト設計・デザイン・制作業務委託

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、2019 年まで 24 年間連続での東京圏への転入超過に代表される「東京圏への一極集中」の流れが弱まり、近年は地方への移住や二地域居住に代表されるように、暮らし方、働き方の見直しに関心が高まってきている。このような中、本市では移住等に関心がある方への情報発信に課題が多く、移住等を検討するために必要な情報を効果的に提供できていない状況にある。このため、アフターコロナを見据えて、WEB サイト・パンフレットを米沢への移住の魅力が伝わるデザイン性を重視した内容へ一体的にリニューアルし、それらを軸にした移住定住の推進を図る。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

(1) WEB サイト制作

ア WEB サイトの設計

- ・移住定住を検討している若年層（20 代～40 代）をメインターゲットにした、本市の移住・定住 WEB サイトを制作すること。
- ・下記 5 点を反映した、コンセプト設計・コンテンツ制作・デザイン制作を行うこと。

- ①米沢に来たことがない人にも、米沢の魅力が伝わるコンセプト設計を行うこと。
- ②ターゲットとしている若年層を引き付け、移住定住を促進するためのクオリティを重視したデザインに注力すること。
- ③移住検討者が知りたい情報を分かりやすく掲載すること。
- ④サイトマップの目安は主要コンテンツを 10 ページ程度とすること。
- ⑤コンテンツに関わる原稿・写真素材等は受託者側で制作すること。

※一部素材は本市から提供する。

イ 基本要件

①CMS（コンテンツマネジメントシステム）

ホームページの維持管理を行うためのセキュリティ対策を講じた CMS を導入

すること。また、作成画面へのアクセスを I P アドレスで制限できる仕様とするほか、専門知識を有しない本市担当者が直接更新できる簡易なシステム（ワードプレスもしくは同等品以上も可。）とし、操作マニュアルを作成して十分な操作講習及び質問対応を行うこと。

②閲覧環境

公開するページは、インターネットを介して以下に掲げる代表的な WEB ブラウザで閲覧可能であること。また、スマートフォンでの閲覧を考慮し、レスポンスウェブデザイン（各デバイスで最適な表示が出来る）とすること。

＜パソコン向け＞

Firefox、Google Chrome、Microsoft Edge、Safari の最新版

＜スマートフォン向け＞

iPhone、Android の標準ブラウザの最新版

③アクセシビリティ

メインターゲットとなる若年層（20代～40代）の見やすさや、利用のしやすさを考慮すること。

④SEO（サーチエンジン最適化）

SEO 対策に十分配慮したデザインシステムにすること。コンテンツ制作に際しても SEO に配慮したキーワードを考慮すること。

⑤アクセス解析

Google Analytics によるアクセス解析機能を導入すること。

⑥コピーライト

本市のコピーライトを入れること。

ウ システム・環境構築

①WEB サーバー

WEB サイト制作に要する開発環境及び WEB サイトの公開・維持管理に使用する WEB サーバーは、セキュリティ対策が講じられたレンタルサーバーを市の名義で導入すること。なお、WEB サーバーは本市と協議の上、決定すること。

②ドメイン

WEB サイトのドメインは、受託者が新規取得すること。なお、ドメイン名は本市と協議の上、決定すること。

③SSL サーバ証明書

公開 WEB サーバーには、受託者が市の名義の SSL サーバ証明書を導入し、全ページを HTTPS 化（常時 SSL 化）すること。なお、SSL の認証にはドメイン認証と企業が実在する事を証明する企業実在認証以上とし、SSL サーバ証明書取得のための費用は委託費に含める。

エ 次年度以降の運用経費

次年度以降の運用経費は、CMS、WEB サーバー、ドメイン、SSL サーバー証明書を含めて 100 千円を上限とする。

(2) パンフレット制作

ア パンフレットの設計

- ・移住定住を検討している若年層（20 代～40 代）をメインターゲットにした、本市の移住・定住パンフレットを制作すること。
- ・WEB サイトと連動した共通のコンセプト設計・デザインを行うこと。
- ・WEB サイトへの誘導を促すパンフレットを作成すること。

イ 印刷の仕様

- ・A4/24P 程度/カラー印刷/数量 2,000 部で制作すること。
 - ・目的を達成するための印刷仕様設計・クオリティ管理を行うこと。
- なお、印刷の仕様の詳細は本市と協議の上、決定すること。

ウ コピーライト

本市のコピーライトを入れること。

※パンフレットの配布場所は、ふるさと回帰支援センター（東京都）・関東圏の移住イベント・市役所・道の駅米沢・観光案内所等を想定している。

(3) 成果品の作成

前項までの内容を完了報告書としてとりまとめる。

ア WEB サイト：指定の WEB サーバーに公開した状態で納品。

イ パンフレット：印刷物 各一式・電子データ 各一式

(4) その他

受託者は印刷を除いた業務を他の者に請け負わせてはならない。

5 成果品

以下のとおり納品すること。

(1) WEB サイト・パンフレット共通

コンセプト設計書

(2) WEB サイト

ア サイト設計書（サイトマップ・サイト構成書）

イ サイト管理者向け CMS マニュアル

ウ デザインに使用した画像データ一式（当該データを利用して、本市が新たな制作物を作成することを承諾すること）

(3) パンフレット

ア パンフレット構成書

- イ デザインに使用した画像データ一式（当該データを利用して、本市が新たな制作物を作成することを承諾すること）
 - ウ 印刷物 2,000 部
 - エ WEB サイト掲載用等のパンフレット電子データ（PDF 等）
- （4）完了報告書

6 その他

- （1）受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打合せを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- （2）受託者は、米沢市個人情報保護条例を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- （3）受託者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。
- （4）成果品に係る一切の権利は、本市に帰属するものとする。
- （5）本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。
- （6）本業務を円滑かつ効果的に遂行するため、最低でも着手時及び最終納品時の 2 回、協議打ち合わせを行い、また委託者が必要だと判断した場合は適宜協議打ち合わせを行う。